

# カトリック札幌司教区における 教育福祉関連施設 認可基準

## 【認可】

- ・教区長から、カトリック施設として認められる必要がある。  
(認可によって受けるもの)  
札幌教区として認可され、HPなどに施設リストとして掲載が許可される。  
『カトリック教会情報ハンドブック』に掲載を許可される。  
カトリック中央協議会『教会現勢報告調査』の義務を負う。

## 【方針・理念】

- ・すべての教育福祉活動が、キリスト教精神に基づいて行われ、公共性・透明性・自主性を重んじ地域社会への貢献が担保されていること。
- ・各施設の寄付行為もしくは定款において、カトリックの教育・保育・福祉理念に基づいて設定され、運営され、またそのことが具体的に明記されていること。

## 【組織】

- ・学長・校長・園長、施設長等が、カトリック施設の理念と精神を保ち、それを実現するためのリーダーシップを発揮できていることが教区長によって認められること。

## 【連携】

- ・教区長との連絡が定期的に行われ、施設運営方針や経営について報告をすること。
- ・小教区との相互協力も努力すること。
- ・カトリック教会の司牧者による定期的なコミュニケーションが行われるよう努力すること。

## 【研修・養成】

- ・教職員が、キリスト教の人間観に基づいて一人ひとりを尊重し、人間の全領域にわたって関わるための研修などが用意されていること。

## 【評価・認定】

- ・上記の事柄が、定期的に点検評価され、その基準によって許認可の是非が判断される。  
この評価は顧問会並びに司祭評議会において数年単位で行われる。

2025年2月25日 承認  
教区長 勝谷 太治司教